

さいたま市 農業委員会だより

No. 56

[2020.3 発行]



牧場風景（見沼区）

主な記事

- 農業委員会活動報告（群馬県高崎市・渋川市、茨城県茨城町視察研修）
- 令和2年度さいたま市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見」（回答）
- 賃借料情報について
- やめよう！農地の違反転用



農業委員会 活動報告

① 農地利用最適化の先進地(群馬県高崎市 渋川市)を視察しました

① ファームランド(株)中里農場 (令和元年 10月 30日)

研修1日目は、営農型太陽光発電を使用した農業で大規模に取り組まれている、高崎市のファームランド株式会社(農地所有適格法人ファームクラブ)中里農場及びソーラーファーム®事業を視察しました。ファームクラブの経営面積は施設・露地を合わせて約60ha、従業員は100名超で、生産した野菜類はグループ会社の直売所「食の駅」「地産マルシェ」等で販売しており、生産から販売までの一連の流れを一貫して行っています。

農場内にあるハウスの屋根に太陽光パネルを設置し、ハウス内では水耕栽培のいちご、トマト、レタス、ハーブ等が作付されており、また露地では太陽光パネルの下でカボチャ、うど、うり等が栽培されていました。

太陽光パネルの下での作物の発育状況や、作付可能な作物の品種が限定されるのではないかとこの疑問を持ちましたが、太陽光パネルの透過性などの調整により、安定した生産が確保できるということでした。



農場内の施設見学のあと、ファームドゥグループ代表取締役である岩井雅之氏からお話を伺いました。

岩井氏は、東日本大震災の原発事故による生産野菜への風評被害から、再生エネルギーに興味を持ち、太陽光発電の売電収入を農業経営に取り入れることによって、経営の安定化を図り、現在の規模まで発展させることが出来たそうです。また、海外進出にも積極的で、モンゴルでもこのソーラーファーム®を展開しているそうです。

一方で、農地所有適格法人で日本の先端技術を導入し人材の育成にも力を入れており、「若者に夢のある新しい農業のカタチ」を実践し、農業に興味や夢を持てるよう応援していきたいと語っておられました。

この研修を通して、これからの農業は、他産業との融合も図りながら発展していくことも必要ではないかと感じました。



小泉孝行推進委員
(岩槻区)

② 渋川市農業委員会 (令和元年 10月 31日)

研修2日目は、渋川市農業委員会を訪問しお話を伺いました。

渋川市は、群馬県のほぼ中央部に位置し、平成18年に渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村の6市町村が合併して現在に至っております。この地域は以前から養蚕業が盛んでしたが、価格の低迷や農業者の高齢化により、担い手が減少したとのことです。さらに、中山間地域が多く農地の基盤整備が難しい状況にあることから、遊休農地は年々増加傾向にあるとのことです。

渋川市農業委員会による説明の中で印象的に感じたことは、農地利用の最適化を図るうえで、農業委員と農地利用最適化推進委員を「農地利用最適化推進家族」で



あると位置づけ、遊休農地の解消と発生防止に全力で取り組んでいることでした。具体的な取組みとしては、市内の4地区ごとに「地区情報会議」を年4回開催し、①農地利用の集積・集約化、②耕作放棄地の発生防止・解消、③新規参入の支援活動、④地域の現状や課題について、地区別活動報告書に取りまとめ、全体会議に報告して意見交換等を行っているとのことです。

また、遊休農地は病害虫の発生や鳥獣害などを引き起こすこ



富田 優推進委員
(岩槻区)

とから、優良農地に悪影響を及ぼすため、「遊休農地の解消」を農業委員会の活動の中で特に重要な位置づけとして取り組んでいるとのことでした。

さいたま市においては、毎月1回3地区ごとに、農業委員と農地利用最適化推進委員が出席して「地区協議会」を開催し、遊休農地の解消と発生防止に向けた活動報告や地域の課題等について意見交換が行われ、意思疎通が図られております。

今回の訪問研修により、渋川市では遊休農地への対応に鋭意努力されている姿勢を伺うことができました。

この貴重な研修を契機にいたしまして、担当区域の課題を再認識し、引き続き遊休農地の解消を目指して取り組んでいきたいと思っております。

2 茨城県茨城町農業委員会を視察しました (令和2年1月28日)

今回の農業委員会日帰り視察では、茨城町農業委員会と有限会社アクト農場を視察しました。

茨城町農業委員会では、全国農業新聞に紹介された先進的な農地利用の最適化の取組みについてご講義いただきました。

はじめに、農地の集積の取組みについては、どちらかといえば集積がしやすい田を中心に考えることが多い中で、あえて集積が進みにくい畑を対象を限定して取り組んでいることが印象的でした。また、現場活動や農家への戸別訪問など、きめ細やかな対応がされており、農家との信頼関係を築いています。

次に、遊休農地の解消に向けた様々な取組みについては、農業委員会法の改正による農地利用最適化推進委員が新設される前から、既に農地の集積に向けた取組みが始まっていたため、農業委員と農地利用最適化推進委員が自ら率先して行っており、農地面積からすると比較的少ない人数の推進委員で運営が可能であるとのことでした。今回の視察についても、事業概要の説明を、農業委員会会長を中心にしていただき、「委員の自治」が進んでいるように感じました。

また、有限会社アクト農場では、「農業生産者から農業経営者へ」の転換を目指す中、健康な野菜の提供と一企業としての経営の両立について関治男社長よりご講義いただきました。

アクト農場さんは、地域の農家の高齢化や離農により管理しきれなくなった農地の受け手として、農地を再生しながら規模を拡大しています。

地元の方のパートタイム雇用や外国人研修生の受け入れを積極的に行っており、農業のエキスパートとして、社会的責任を果たしている農業企業としての活動が印象に残りました。

それぞれの農業への熱き心に触れ、委員及び事務局一同、日頃の活動に気持ちを新たに組み込んでまいりたいと思っております。



農地法第3条の許可要件(下限面積要件)について

耕作のために農地の売買、贈与、貸借をするときは、農業委員会の許可が必要です。さいたま市では、許可の要件について、許可後に耕作する農地の面積が30a(3,000㎡)以上となることと定めており、令和2年度も引き続き30a以上とすることを、令和2年1月31日開催の第5回定期総会において決定しました。

【問合せ】農地調整課 (TEL 829-1903 FAX 829-1966)

令和2年度 さいたま市に対する 「農地等利用最適化推進施策に関する意見」(回答)

このことについて、さいたま市から回答がありましたので、お知らせします。

1 担い手への集積・集約化について

- (1) 地域農業の実情を考慮して、効率的な農業経営が営まれるよう、基盤整備による農地の大区画化や道路・用排水路等の農業環境の整備を進めること。

(回答)

効率的な農業経営を営むためには、農地の集積・集約化を進めることが有効であることから、土地改良事業などの手法により、農地の大区画化や農業水利施設の機能向上が見込まれる、農地の基盤整備を進めてまいります。また、地域農業者からは素掘水路の改修を望む声も多く上がっており、それらの要望にも対応しながら、農業環境の整備を進めてまいります。

- (2) 農業経営の支援として、農業用機械及び農業用施設の購入経費を補助する認定農業者支援対策事業を拡充するとともに、認定農業者の増加を図るため、認定農業者制度について積極的なPRを行うこと。

(回答)

農業用機械及び農業用施設の購入経費補助の拡充を研究するとともに、チラシの配布、ホームページ掲載など様々な手段を通じて、制度について積極的なPRを行ってまいります。

- (3) 地域の話し合いの際に、農地中間管理事業の制度について周知を図るとともに、手続きを簡素化することで利用を促進するよう、農地中間管理機構に働きかけること。また、農地中間管理機構と認定農業者等との意見交換の機会を設け、担い手への集積・集約化を効率的に進めること。

(回答)

農地中間管理機構、埼玉県、農業協同組合等の関係機関と連携を図り、チラシの配布、ホームページ掲載など様々な手段を通じ、周知を図っており、今後も、機会を逃さず周知を行い、出し手及び受け手の掘り起しを行い、担い手への農地の集積・集約化を推進してまいります。

- (4) 大規模経営や新規就農者の受入れが期待できる農地所有適格法人に対して、更なる税制面での優遇措置や資金補助を国等に働きかけること。

(回答)

農地所有適格法人に対する資金補助については、農業振興事業費補助金はもとより、国の補助事業及び農業制度資金を活用してまいります。

- (5) 担い手へ農地の貸付けを行った農地の所有者に対してだけでなく、借り手側にも協力金を交付するなど、担い手への優遇措置に重点を置き、農地の集積・集約化を促進すること。

(回答)

農地の集積・集約化を促進するため、農地流動化支援事業協力金制度につきましては、他自治体の事例等も参考に、本市の実状を踏まえ、検討してまいります。

- (6) 地域に沿った具体的、効果的な成果を挙げられるよう、集落又はJA支店ごとに人・農地プランを策定すること。また、担い手や農地の利用意向の把握が不十分であるため、法人の参加も含め関係機関と連携しながら、人・農地プランの見直しに取り組むこと。

(回答)

令和元年度から国の通知により、「人・農地プランの実質化」に取り組むこととなり、地域の話合いを行う意向が確認できた地域から、その実情を最も良く把握されている農業委員及び農地利用最適化推進委員のご協力をいただきながら、原則集落単位で人・農地プランの策定を進めてまいります。また、担い手や農地の利用意向の把握につきましては、農業委員会をはじめ、埼玉県、農業協同組合等の関係機関と連携しながら進めてまいります。

2 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) アンケートによる農地の利用意向の把握を関係機関と連携して行い、貸付け・借受け希望の情報を共有するとともに、貸し手と借り手のマッチングを図ること。

(回答)

アンケートによる農地の利用意向の把握については、今後、「人・農地プランの実質化」に取り組む地域において、農業委員会事務局が実施している農地台帳調査と併せて実施することなどを含め、関係機関と連携しながら進めてまいります。また、貸し手と借り手のマッチングにつきましても、関係機関と連携しながら、進めてまいります。

- (2) 遊休農地解消を支援するため、農地への回復に係る費用負担に対する新たな補助制度の創設や多面的機能支払交付金制度の拡充などを検討すること。

(回答)

遊休農地の解消にかかる新たな補助制度の創設につきましては、農地所有者から担い手への集積の促進を図ることも視野に入れ、他自治体の事例等も参考に、本市の実状を踏まえ、検討してまいります。

また、遊休農地が増加傾向にある中で、地域団体の活動を支援する多面的機能支払交付金制度については、地域の連携を強化する取組みであり、遊休農地の発生防止に寄与するものであります。令和元年度は、市内 15 地区で活動が行われておりますが、今後も活動が活性化するよう啓発に努めるとともに、国、県に対しても、予算の拡充について、要望してまいります。

- (3) 遊休農地所有者に対する固定資産税の課税強化措置の周知を図るとともに、さらなる強化の検討を国や県に働きかけること。

(回答)

遊休農地所有者に対する固定資産税の課税強化措置については、農業委員会と連携して引き続き周知を行うとともに、所有者に対する更なる課税措置の強化について、国の動向を注視してまいります。

- (4) 高齢化により農業を継続できなくなった農家や農地を相続した土地持ち非農家のサポート体制を強化するため、相談窓口の設置や個別相談会の開催を行うこと。

(回答)

農業委員会や農業協同組合と連携し、農業継続困難な農家または土地持ち非農家の農地情報を収集し、地域の担い手及び新規就農者への情報提供を行っており、今後も遊休農地の発生防止のため引き続き支援を行ってまいります。

3 新規参入の促進について

- (1) 新規就農者の農業用機械、施設、作業場などの調達を支援するため、共同利用、リース、譲渡がしやすい仕組みを構築するとともに、調達の費用負担に係る補助制度を強化すること。

(回答)

農業振興事業費補助金の充実を図るとともに、農業協同組合等の融資機関等と連携し、農業者が補助金や融資制度等を有効に活用できるよう引き続き周知及び支援を行ってまいります。

- (2) 新規就農を希望する人への相談窓口の設置や支援・補助制度の積極的なPRを行うこと。また、見沼田圃において、農地所有適格法人の参入を積極的に促進すること。

(回答)

新規就農希望者の相談については、埼玉県、農業協同組合等の関係機関と連携し、円滑に就農ができるような体制づくりに努めてまいります。また、支援・補助制度については、ホームページ等を活用し積極的なPRを行ってまいります。

また、見沼田圃における農地所有適格法人の参入については、農地貸付意向申出等による農地の情報収集に努め、農業委員会事務局と連携し、農地法又は農業経営強化基盤促進法による円滑な利用権の設定を図り、法人参入を進めてまいります。

(3) 関係機関と連携して、新規就農者との意見交換会を開催し、新規就農の課題の把握や対策の検討を行いながら、新規参入の促進に繋げる方策を講じること。

(回答)

埼玉県や農業協同組合等の関係機関と連携して、新規就農者を対象とした講習会等の開催により意見交換を図り、課題の把握や対策の検討を行いながら、新規参入の促進に繋がられる方策を検討してまいります。

(4) 農業後継者や新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、技術指導や研修制度を充実させること。また、指導農家への支援策を強化すること。

(回答)

埼玉県などの関係機関と連携し講演会や研修会等を開催など安定した農業経営のための支援の充実を図ってまいります。

また、新規参入を含めた農業後継者の育成において、地域指導農業士による研修や、相談・指導など、その役割は重要であることから、さらなる認定に向け、認定要件に合う優れた農業経営者にご理解をいただき、地域指導農業士候補者の推薦を進めてまいります。

(5) 農業用施設の設置条件等の規制を緩和するとともに、資金補助制度や税制面での優遇措置等を検討すること。

(回答)

農業用施設の設置について、新規参入する農業者からの相談を随時受け付けており、関係課と協議のうえで、農業用施設の必要性及びその規模の妥当性があること等を個別に審査することで、設置施設の適正化を図っております。

農業用施設設置の際の資金補助については、農業経営者団体を対象とした農業施設機械共同利用支援事業や、認定農業者を対象とした認定農業者支援対策事業で必要資金の一部助成を行っており、今後も引き続き支援を行ってまいります。

税制面の優遇措置については、他の納税義務者との中立性・公平性に鑑み、適正な対応に努めてまいります。

4 その他

(1) 農業者の所得及び生産意欲の向上のため、都市型農業の利点を活かした大型直売所の設置を推進すること。

(回答)

直売所の新設については、地産地消の推進と、都市住民との交流促進を図るため、農産物直売所の他、農業研修施設や農産物加工体験施設等を内容とした農業交流施設を、緑区大崎において整備する予定となっており、本施設の整備により、都市農業の一層の振興を図ってまいります。

(2) 農業への関心を高めるために、学校等の教育現場で農業体験や職業体験を実施し、将来の農業の人材確保に繋がる施策を展開すること。

(回答)

市立各小・中・特別支援学校では、学校の敷地内外を利用して野菜・米作り等を行う「学校教育ファーム」を実施しております。また、農業者やNPO法人の方々の協力を得ながら、米作りや里芋作り等の農作業体験を行う「ふれあい・夢ファーム」の活動に取り組んでおります。

(3) 「さいたま中央地区ほ場整備事業」については、事業費、事業面積が大規模で、県内でもモデル的な位置付けであること、また、事業の進捗が多数の地権者に影響することから、県との調整を積極的に図るとともに、職員配置を含め市の重点施策として早期事業化に向けて積極的に推進すること。

(回答)

見沼区膝子地区を中心に、ほ場整備事業を計画している、「さいたま中央地区」については、県営事業による事業の着手に向けて、地域との話し合いを進めております。地区面積約146haを有し、地権者数も約400名と大規模な農地整備であることから、集積・集約化の実現に向けた、市内のモデルケースになることが期待されております。そのため、事業主体である埼玉県との連携を密に行いながら、地域の特性を活かした営農環境の整備が推進されるよう、積極的に取り組んでまいります。

賃借料情報について

農地の賃借料の目安となる賃借料情報をお知らせします。
農地の賃借料を決める参考としてご活用ください。

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに締結された、賃貸借における年間の賃借料水準（10a あたり）については、以下のとおりです。

区 分	地 目	金 額			筆 数	
		平均額	最高額	最低額	賃借	使用貸借
西区、北区、 大宮区、見沼区	田	5,700 円	22,700 円	5,000 円	308 筆	43 筆
	畑	11,900 円	25,100 円	3,000 円	64 筆	59 筆
中央区、桜区、 浦和区、南区、緑区	田	実績なし	実績なし	実績なし	0 筆	5 筆
	畑	17,200 円	41,100 円	3,300 円	59 筆	20 筆
岩槻区	田	8,000 円	15,900 円	3,900 円	35 筆	34 筆
	畑	12,300 円	30,000 円	6,600 円	34 筆	202 筆
見沼田んぼ区域内	田	8,700 円	10,000 円	5,300 円	5 筆	21 筆
	畑	16,500 円	41,100 円	3,300 円	73 筆	35 筆
さいたま市全体	田	5,900 円	22,700 円	3,900 円	343 筆	82 筆
	畑	14,900 円	41,100 円	3,000 円	157 筆	281 筆

- 1 金額は、算出結果を四捨五入し、100 円単位としています。
- 2 「さいたま市全体」の平均額は、各区分の集計に用いた全賃借料データの平均です。
- 3 賃借料を物納（米）で設定している場合、農協買取価格を基にして金額に換算しています。
全農取引価格…7,950 円／玄米 30kg（令和元年埼玉県産コシヒカリ）
- 4 使用貸借（賃借料無料）の場合は、集計対象から除外しています。
- 5 農業用施設分を含む賃借料は、集計対象から除外しています。



やめよう！農地の違反転用



★農地転用とは？

農地を住宅、資材置場、駐車場等の用途に変更することです。
農地転用をするには、許可申請または届出の手続きが必要です。

★手続きをせずに無断で農地転用すると？

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。
また、農地に復元するには相当の費用と時間がかかります。
なお、農業用施設を設置する際にも、許可や届出が必要になります。設置の際はご相談ください。

★違反転用には厳しい措置が…

無断で農地転用すると、3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。

問合せ

農地調整課

TEL 829-1903

FAX 829-1966

農業者年金受給権者の皆さまへ 現況届について

現況届は、年金受給権者の方が年金を受給する資格があるか否かについて、農業者年金基金法の定めるところにより、毎年1回確認するものです。

現況届の用紙は毎年5月末日までに、農業者年金基金から受給権者に直接郵送されますので、必要事項を記入・署名のうえ、必ず6月中に農業委員会へ提出してください。

なお、期限内に現況届の提出がなかった場合は、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められることとなりますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。

【よくある問い合わせ】

◎受給権者の方がお亡くなりになっている場合は？

→現況届の提出は不要です。

死亡届等の手続きをお近くのJA（農業協同組合）で行ってください。

【問合せ】農業者年金基金 03-3502-3199

メール：info@nounen.go.jp



農地の所有者の皆さまへ!!

- 日頃から、除草・耕うん・作付など、農地を適正に維持管理していくことが大切です。
- 耕作するのが難しい方や後継者がなく将来の農地の維持管理に不安のある方は、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。

全国農業新聞

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月700円 [送料・税込み]
- 申込：農業委員会事務局へ



編集後記

今号の表紙の写真は、市内で乳牛を育てている牧場の情景です。
市内でもまだ、このような風景を見ることができるんです。
近年、畜産業はTTPなどの影響で、大変厳しい環境の中で経営しています。朝早くから夜遅くまで牛と葛藤していますが、そのような厳しい牛との交流の中でも、ほっとする場面も大いにあるとのこと。これからも畜産業に携わっている方々が頑張れるよう、微力ながら応援してまいります。

平成29年5月より、新体制の広報委員6人（農業委員3人・農地利用最適化推進委員3人）で農業のPRや情報発信を行うため、農業委員会だよりを3年間発行してまいりましたが、今号をもって広報委員の任期が満了となりました。

5月からは新体制のもとで引き続きより良い広報誌を発行してまいりますのでよろしくをお願いします。3年間ありがとうございました。 広報委員 高橋克明・小山吉男

●広報委員会●

委員長

高橋 克明

副委員長

本 田 敏 一

委 員

高 崎 定 一

小 山 吉 男

都 築 勝

高 橋 秀 男